

そこが聞きたい 子どもの権利条約 批准25年

大谷美紀子氏

国連子どもの権利委員会委員

今年、子どもの人権を国際的に保障する「子どもの権利条約」が国連で採択されて30年、日本が条約を批准して25年になる。しかし、国内では虐待事件やいじめ自殺、貧困など、子どもを巡る問題が後を絶たない。国連子どもの権利委員会(以下「委員会」)で委員を務める大谷美紀子弁護士(54)に、日本の現状と課題を聞いた。【聞き手・永山悦子、写真・根岸基弘】

—日本が条約を批准して25年、日本社会は変わったでしょうか。

児童ポルノや児童虐待の問題など、条約が求める内容に沿った対策が進んでいますが「条約に入ったから進んだのか」という点では、他の要因も大きいと思います。児童ポルノは国際的に日本に対する批判が高まったこと、児童虐待は痛ましい事件が起きたことへの対応という側面が強いようです。一方、婚外子の相続差別の解消や、両親の離婚などの家庭裁判所の手続きのために子どもに代理人を置く制度の導入、女性の婚姻年齢の引き上げ、改正児童福祉法の総則の中で条約へ言及されたことなど、条約の影響によってよい動きもあります。

—条約を批准する際、当時の日本政府は、条約で定められた権利の多くは国内法制ですべてに保障されているとして、新たな取り組みや見直しは不要としました。

結果として、当時見られた「この条約は途上国の恵まれない子どもたちのためのものである」という誤った理解や、教育現場などでの「子どもが権利を主張して手に負えなくなる」という懸念から、

大人の責任 再認識を



おたに・みき
1964年生まれ。上智大卒。90年弁護士登録。米コロンビア大国際関係修士課程修了(人権人道問題専攻)。日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員長などを歴任。2017年から現職。

25年たった今も、条約は日本社会に十分に根付いていないと感じています。

—日本は、子どもの権利委員会から国内対応を求める勧告を受け続けています。今年2月に出された最新の勧告でも、子どもへの体罰を全面的に禁じる法律の策定や、婚外子を差別するすべての規定の廃止を求めるなど約40項目の要請が出されました。解決しなければならぬ問題が存在することは明らかです。

日本は、児童福祉法や教育基本法、少年法、民法など、個別の法律によって子どものための施策を進めるという立場ですが、条約は、子どもに関するあらゆる措置について、子どもの最善の利益を一番に考慮すること、子どもに影響が及ぶすべての事柄について子どもの意見を聞き、尊重することを求めています。男女平等を推進するため男女共同参画社会基本法を制定したように、子どもの問題は

重要な政治課題だという認識を共有し、子どもの権利について包括的に定める基本法を制定すべきでしょう。包括的な法律の策定は、委員会から強く求められていることでもあります。

世界では、子どもたちが環境問題に声を上げる活動が広がったり、米国では銃規制を求めたりするなど、子ども自身に影響がある問題について意見を表明しています。町じゅうりょうや学校運営でも、子どもの意見を聞き、子どもの最善の利益を考えねばなりません。たとえば、児童虐待防止法の改正や幼児教育無償化、保育所の待機児童問題などについて、子どもたち自身はどう考えているのでしょうか。「子どもの意見を聞く」ということを常に意識するよう、大人の認識を改めていく必要があります。

—条約締約国として責任を果たすべきだということですね。

委員会の勧告を伝える報道に「勧告に

1 子どもの権利条約

子どもを単に保護の対象ではなく権利の主体と位置づけ、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を国際的に保障する。国連総会で1989年に採択された。前文と本文54条から成る。健康に生まれ成長し、生きる権利、教育を受ける権利、暴力や搾取から守られる権利、意見を表明する権利などが定められている。日本は94年4月に158番目の締約国となった。現在、196の国と地域が締結している。

2 国連子どもの権利委員会

子どもの権利条約に基づいて設置され、締約国で条約が定められた義務が順守されているかを監視する。18人の専門家で構成。締約国が定期的に提出する報告書を審査し、子どもの権利を守るために必要な措置を政府に勧告する。日本についてはこれまでに4回の審査が実施され、そのつど勧告を受けている。

「法的拘束力がない」と強調するようなものがあるのは残念なことです。条約を守ることは法的拘束力があり、日本は、委員会による審査という仕組みを含めて条約を自発的に批准しています。その審査の結果として、対応を求められたことを誠実に受けとめ、勧告の内容を実施すべきです。

子どもに関わる活動をしている非政府組織(NGO)が勧告を学び、勧告の実施のために具体的な提言や関係機関への働きかけをすることも、重要な後押しになっています。

また、私が委員会に入って感じたことは、すべての国が条約の実施に課題を抱えているということです。「子ども議会」を開くなど進んだ取り組みをしている欧州を含めても、まだ「子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重する」という条約の基本的な理念が十分に浸透しているとはいえません。子どものしつけのためには体罰も許されるという考えは、多くの国で根強く残り、どの国でも子どもを権利の主体として尊重をもっと扱うことに課題を抱えているのが現状です。

—次の四半世紀に向けて、日本社会に何が求められますか。

私が国際人権法、特に人権教育に関心を持ったのは、人権侵害が起きた後に個別に救済するだけでは、社会を変えられ

とはできないと考えたからです。差別や人権侵害のない社会を作るためには、人々の意識を変えることが必要です。また、「人権」というと、国家との対立関係でとらえられることが多いのですが、日常の中のものとして身近な問題なのです。私は、子どもと身近な問題が守られることが欠かせないと考えます。子どもの権利を守ることは、すべての人々の人権を守る出発点だからです。しかし、子ども自身が問題を解決するために声を上げ、政治を動かすことは困難です。だから、大人が条約を知り、理解して、実施していく責任があります。そして、日本が条約の理念を社会に根付かせ、実施していくことは、日本の子どもたちのためであると同時に、世界にとっても大きな励みになります。

聞いて「二三」

25年前、批准されたばかりの子どもの権利条約を解説する記事を書いた。その見出しが「大人が知ってないと意味がない」。だが今、子どもの虐待やいじめの問題に接したとき、この条約を思い出す人がどれだけのいるだろうか。条約が掲げる「子どもは大人の所有物ではない」という前提は、子どもを巡るさまざまな問題に通じると感じる。「少子化対策を進めるのであれば、子どもの権利を守ることも忘れてはならない。節目の年、もう一度条約をひもひもといてみたい。」